

平成 31 年 2 月 芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 31 年 2 月 27 日(水曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 村民会館 2 階 研修室 2

3. 出席委員 17 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞廣 誠也	3 番 石崎 久雄
4 番 川田 忠宏	5 番 関川 裕二	6 番 岡村 俊彰
	8 番 高松 敏子	
10 番 松本 博典	11 番 松本 勇	
13 番 岡村 博	14 番 小松 典正	
	17 番 吉永 まり子	18 番 山崎 一義

4. 欠席委員 5 名

5. 事務局

事務局長	岡村 昭
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について (受付番号 14～16)	
議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請	1 件
議案第 3 号	非農地証明願	3 件
議案第 4 号	その他	

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 2 月定例会を開催します。本日の出席委員は 13 名であります。欠席者は 5 名です。出席委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は貞廣誠也委員と石崎久雄委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 14～16）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今回は 3 件の利用権設定の案件が出ています。

　　受付番号 14 番ですが、大字和食字上中筋 甲 5741 番地で地目は田、面積は 2,062 m²です。譲渡人は芸西村和食の國澤剛 さん、譲受人は芸西村和食の堀川博行 さんです。期間は H31 年 2 月 1 日から H41 年 1 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

　　受付番号 15 番ですが、大字和食字御輿休 甲 5620 番地で地目は田、面積は 3,511 m²と甲 5621 番地で地目は田、面積は 589 m² です。譲渡人は芸西村和食の永吉順一 さん、譲受人は高知市万々の徳弘正博 さんです。期間は H31 年 3 月 1 日から H41 年 2 月 28 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

　　受付番号 16 番ですが、大字和食字古城之丸 甲 5912 番地で地目は田、面積は 792 m²です。譲渡人は芸西村和食の亡福本稔次相続財産、譲受人は安芸市赤野の尾木正二さんです。所有権移転で売買対価は 480,000 円で、移転時期は平成 31 年 3 月 5 日の予定です。場所については別紙図面③のとおりです。

　　説明しました 3 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定3件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第5条の規程による許可申請について説明いたします。
受付番号11 土地の所在は大字和食字東廣見 乙306番1、地目は台帳 田で現況 田、転用面積は515㎡、乙306番2、地目は台帳 田で現況 田、転用面積は528㎡、乙307番、地目は台帳 田で現況 田、転用面積は813㎡です。譲渡人は安芸市赤野乙の栗山英二さん、譲受人は芸西村西分の松本あゆみ さんです。転用目的は、太陽光を設置することのことです。
昨日に会長、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 第3号議案 非農地証明願について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第3号議案 非農地証明願について説明します。

受付番号5 申請人は千葉市美浜区真砂の岡村哲憲 さんです。申請地は大字和食字大將軍 甲 2104 番地、地目は台帳 田、現況は原野で面積は 583 m²です。申請理由は 平成 12 年 4 月頃から耕作放棄地として現在に至るとのことです。昨日に会長、西笛勤委員、貞廣誠也委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号6 申請人は芸西村和食乙の竹正博文 さんです。申請地は大字和食字西一ツ井 乙 233 番、地目は台帳 畑、現況 原野で面積は 502 m²です。申請理由は 15 年以上耕作しておらず、これからも耕作予定がないとのことです。昨日に会長、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号7 申請人は香美市土佐山田町繁藤の石川伸子 さんです。申請地は大字西分字小谷田 甲 2090 番3、地目は台帳 田、現況 宅地で面積は 214 m²です。申請理由は 昭和 25 年頃に居宅を建築し、現在まで宅地として利用されているとのことです。

昨日に会長、岡村博委員、小松典正委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

佐藤委員 受付番号5の申請地は、腰の高さまで雑草が生い茂っており農地としての利用は難しいと考えます。

岡村委員 受付番号6の申請地は、明らかに15年以上経過している状態で、雑木も生えており農地としての利用は難しいと考えます。

岡村委員 受付番号7の申請地は、現状も宅地が建築されており問題ないと考えます。

議 長 それではお謀りします。第3号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第3号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第4号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで2月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 10 分)

議事録署名委員

貞廣 誠也

議事録署名委員

石崎 久雄
